

アンケート結果からわかる課題

1 調査対象者の属性等

<年齢>

○年齢は、身体障がいのある人では65歳以上、知的障がいのある人では18～39歳、精神障がいのある人は40～64歳の割合がそれぞれ最も高くなっています



▶内部障がいなど加齢に伴って増加する身体障がい、発達期にわかってくることが多い知的障がい、人との関わりの中で生じることが多い精神障がいなど、ライフステージとの関連で障がい者施策を考えていく必要があります。特に切れ目のない支援を的確に行うためには、関係機関のネットワークの強化とサービスを支える人材の確保・育成が重要です。

2 障がいについて

<発達障がい>

○障がいのある児童のうち、発達障がいの診断を受けている児童は75%以上となっており、その診断名は、自閉症スペクトラムの割合が高くなっています。



▶文部科学省の「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」（令和4（2022）年12月公表）によると、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされる児童生徒は、小学校・中学校で8.8%、高等学校で2.2%の割合で通常の学級に在籍している可能性があるという報告があります。発達障がいに関わる取組は、こども施策も含め本市においても重要な課題です。

3 日常生活の支援について

<主な介助・支援者>

○主な介助・支援者は、身体障がいのある人では配偶者、身体障がい以外の場合では親（父母）の割合が最も高くなっており、その年齢をみると、身体障がいのある人は70歳以上、知的障がいのある人および精神障がいのある人は50歳代、障がいのある児童は40歳代が最も高くなっています。



▶主な介助・支援者の高齢化は、日常的な生活の介助や外出・社会参加に影響するとともに、いずれは「親亡き後」の問題につながる深刻な課題です。

4 日中活動について

＜日中の過ごし方＞

○現在働いている人の仕事の悩みや困りごとは、精神障がいのある人の割合が他の障がいのある人に比べて高くなっています。その内容をみると、身体障がいのある人は「仕事の身体的な負担が大きく疲れる」、知的障がいのある人および精神障がいのある人は「仕事場の人間関係（スタッフや同僚・仲間）に困っている」が最も高くなっています。



▶職場の理解の促進、就労後のサポート体制の充実などが求められます。働くことは、経済的な自立の基盤となることはもとより、障がいのある人が生きがいを持って地域社会の一員として活躍することにつながります。

＜教育・子育て支援＞

○希望する学習形態は、「居住地域の学校の「特別支援学級」で勉強したい」が30%以上と最も高く、次いで「居住地域の学校の「通常の学級」で勉強したい」が高くなっています。



▶多様な教育的ニーズに対応できるようインクルーシブ教育の推進とともに学校における合理的配慮の提供を充実する必要があります。

5 医療について

＜医療＞

○多くの人が医療機関で治療を受けており、困っていることとしては、身体障がいのある人は「通院に時間がかかり負担を感じる」、知的障がいのある人および障がいのある児童は「医者に病気の症状が正しく伝えられない」の割合が最も高くなっています。

○精神障がいのある人の多くが精神科（神経科、心療内科）で治療を受けており、病名としては、気分障害（そううつ病）、統合失調症の割合が高くなっています。また、60%近くの人が2回以上の入退院を繰り返しています。



▶障がいのある人は医療との関わりが深く、地域での生活を支える上でも、医療と福祉が連携することにより、障がいのある人が安心して暮らすことができる地域づくりにつながります。

6 これからの生活について

＜将来の住まい方＞

○これからの生活については、いずれの障がいの場合も、「自宅で家族と共に暮らしたい」の割合が最も高くなっています。

＜地域で生活するために必要な支援＞

○地域生活に必要な支援としては、「経済的な負担の軽減」「障がいのある人に適した住居の確保」等の割合が高くなっています。



▶障がいの種類等にかかわらず、多くの人が住み慣れた地域で暮らし続けたいと考えています。介助・支援者の高齢化や親亡き後に対応して、誰もが地域で自立した生活が送れるよう、地域生活支援拠点の充実を図るとともに、障がい者が望んだ生活が実現できるよう、さまざまな選択肢を用意する必要があります。

7 スポーツ・文化活動などについて

＜この1年間の活動／今後したい活動＞

○この1年間の活動としては、「旅行」「コンサートや映画の鑑賞、スポーツの観戦」などが比較的高い割合となっています。今後したい活動としても、ほぼ同様の結果が出ています。



▶趣味やスポーツ・レクリエーション、文化活動への参加は、生活を豊かにするうえで重要な意味を持ちます。しかし、障がいがあるため、それらの活動に参加できないことが少なからずあるのが現実です。一人でも多くの障がいのある人が気軽に参加し、その楽しさを享受できるよう参加機会の拡充、参加促進のための配慮や支援が重要です。

8 外出・まちづくりについて

<外出>

- 多くの人が、買い物、通院、通勤、通学など日常生活上の目的で外出しています。移動手段としては、「自家用車（乗せてもらう）」の割合が高く、外出する上で困ることとしては、「バスの本数が少なく便が悪い」「障がい者用の駐車場が少ない」「公共施設などのトイレが使いにくい」などが高くなっています

<高浜市はバリアフリー化が進んだか>

- 高浜市のバリアフリー化の進展については、「あまり進んでいない」の割合が高くなっています。



▶日常生活を快適に送ることはもとより、多くの人に接することで、自己実現を図ったり、活動・活躍したりすることは重要です。障がいのある人が気軽に利用できる移動手段の確保、利用に配慮した施設の整備、安心して活動できる環境の整備などをさらに進める必要があります。

9 地域活動について

<近所付き合い／地域活動への参加状況>

- 親しく近所付き合いをしている人の割合は低く、地域活動・行事に参加している人も低いのが現状です。また、知的障がいのある人や精神障がいのある人は、身体障がいのある人に比べ、近所付き合いが疎遠になっています。



▶誰もが社会を構成するかけがえのない存在であることは言うまでもありません。地域共生社会を実現するためには、障がいのある人の社会参加を促進するとともに、地域での交流を通じて理解を深め共感し合う機会をつくる必要があります。

10 災害時について

＜災害時・避難所等で困ること＞

- 災害時に困ることとしては、「障がいのある人が安心して避難できる場所がわからない」の割合が高くなっています。また、避難所で困ることとしては、「安心して利用できるトイレがないこと」「必要な薬や医療が受けられないこと」「コミュニケーションがうまくとれない」「プライバシーが保たれないこと」等が高くなっています。



- ▶障がいのある人が地域で安心して暮らすためには、ボランティアをはじめとする地域住民主体の支援が必要不可欠です。地域の団体等の協力や連携のもと、地域ぐるみの支え合いの仕組みを構築する必要があります。
- ▶避難所での生活が困難で、在宅避難を余儀なくされる人に対する支援体制の整備が必要です。

11 相談・権利擁護、差別等について

＜相談および権利擁護＞

- 医療・福祉サービスや就労などについての家族以外の相談先は、いずれの障がいも「たかはま障がい者支援センター」の割合が最も高くなっており、「どこに相談に行ったらよいかわからない」は身体障がいのある人を除き低下しています。



- ▶ライフステージのさまざまな場面で、きめ細かく障がいのある人とその家族を支援するには、地域資源を包括的にコーディネートする相談支援が重要です。また、必要な人に必要な情報が届くよう丁寧な情報提供を図る必要があります。

<差別やいやな思い>

- 障がいがあるために差別を受けたり、いやな思いをした経験については、身体障がいのある人は12.1%、知的障がいのある人は20.2%、精神障がいのある人は31.5%、障がいのある児童は30.1%が「ある」と答えています。



▶民間の事業者も「合理的配慮の提供」を行うことが義務づけられたことなどによって、障がいのある人に対する意識や理解は高まっていますが、依然、障がいのある人やその家族は差別を受けたり、いやな思いをすることが少なくありません。今後も、合理的配慮に関する周知・啓発を行うとともに、障がいを正しく理解し、ともに暮らしていく上での知識の普及や理解の促進を図る必要があります。

<きょうだい児>

- 障がいのあるきょうだいがいることによる、きょうだい児（障がいのある人の未成年のきょうだい）への影響は、「とくにない」という回答と無回答を除く50%以上に何らかの影響があると考えられます。



▶きょうだい児の実態の把握に努め、その心理的負担の軽減や自己肯定感の醸成を図るための支援を検討していく必要があります。

12 障がい福祉サービス等について

<障がい福祉サービス等>

- 障がい福祉サービスの利用意向については、身体障がいのある人は補装具、知的障がいのある人はグループホーム、精神障がいのある人は就労継続支援、障がいのある児童は、就労選択支援の割合が最も高くなっています。地域生活支援事業の利用意向については、相談支援が高くなっています。



▶それぞれの障がいの特性等を考慮しながら、サービス基盤の整備を検討していく必要があります。

13 高浜市の障がい者施策について

＜ここ数年で進んだ取り組み／今後、重点的に進めるべき取り組み＞

○この数年で進んだと思われる施策は、身体障がいのある人、知的障がいのある人および精神障がいのある人では「障がいのある人への相談窓口を充実すること」、障がいのある児童では「障がいを早期に発見し、適切な療育を受けられるようにすること」の割合が最も高くなっています。

○今後、重点的に進めるべき施策としては、身体障がいのある人では「入所施設や入院できる病院を増やすこと」、知的障がいのある人では「グループホームなど居住系サービスを充実すること」、精神障がいのある人では「障がいのある人への相談窓口を充実すること」、障がいのある児童では「障がいのある人が、企業などで働けるように支援すること」の割合が最も高くなっています。



▶障がいのある人とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、障がいのある人のライフステージに応じて、医療体制、居住系サービス、一般就労に向けた支援などの充実を図っていく必要があります。

【まとめ】

- ▶本市においては、相談窓口の充実を実感している人が増えてきており、障がいのある人とその家族の不安は、少しずつですが解消されてきています。さらに多くの人々が相談支援を利用できるよう、広く周知を図る必要があります。
- ▶一般就労が増えてきており、就労継続支援も含め、働く意思のある人の就労を通じた活動が盛んになってきています。特に精神障がいのある人では、日中に家で過ごしている人が少なくなってきました。その反面、仕事のことで悩みや困りごとを抱えている人は増加傾向にあり、働き続けられるための支援が重要になってきています。
- ▶新型コロナウイルス感染症の拡大により、さまざまな場面で人のつながりが薄れてきており、地域における交流会も少なくなってきました。共生社会の実現に向けて地域交流を通じたつながりづくりを進めていくことも重要です。
- ▶障がいのある人が安心して生活し、活動するためには、それを支える人材は必要不可欠であり、介護福祉人材の不足は、言うまでもなく大きな課題です。人材の確保・育成を進めるために、官民協働で取組を進めていく必要があります。